工事書類簡素化ガイドライン

令和6年4月適用版 長野県農政部

令和6年4月1日適用版からの主な 変更点について

- ・ 法令等で「提出」等を定めていない書類は、監督員 等が確認することとして、検査対象外とした。
- 併せて検査対象書類(竣工検査・指導監査)を明確 にした。
- 検査対象外とした書類は、「施工プロセスチェック リスト」にて確認・記録することとした。
- 「施工プロセスチェックリスト」は、現場備え付け の書類等を監督員が確認することを原則とし、対象 書類は「提示」と扱わない。
- ・上記の変更に基づき「工事関係書類一覧表」を再編 した。
- 工事書類は、本ガイドラインに基づき取り扱うことを原則とし、**不要な書類を提出した場合は、工事成 績評定で評価しない**。
- <u>令和6年4月以降は、工事内容にかかわらず、情報</u> 共有システム (ASP)を使用することを原則化します。

はじめに

- ・本ガイドラインは、工事書類の長野県建設部様式との標準化の検討、「地域を支える建設業検討会議施工・品質確保分科会」における工事書類簡素化の検討、及び長野県土木工事施工管理技士会ほか関係団体との議論を踏まえて定めたものです。
- 令和 6 年 4 月 1 日以降起工起案する工事から適用します。

ただし、契約済みの工事においても、本通知の適用に支障が無い場合は、受発注者協議の上で、適用可とする。

- 紙と電子データの二重提出を求めないこと、二重提出しないことを徹底してください。
- ・<u>紙の書類を電子化、または電子データの紙で</u> <u>の提出はしないことを原則とします※。</u>

※受注者が主体的に行うことを妨げるものではありません

・工事書類に関して、本ガイドラインに定める もの以外については、受発注者合意のうえで 取り扱うこととします。

No.11 法定外の労災保険の付保

- 指導監查対象外
- 竣工検査対象外
- ・法定外労災保険の付保状況が確認できる保険 証書等の資料を現場に備え置いてください。。
- ・従来必要としていた工事打合せ簿での確認記録は不要とします。
- 監督員は施工プロセスチェックリストに確認 状況を記録してください。

令和2年9月2日付け2 第 0号 法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について(通知)

3 保険付保の確認 受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示し、 確認したことを工事打合せ簿に記録する。



令和6年3月22日**付** 第1310号 法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について(通知)

保険付保の確認

保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員は確認し、施工プロセスチェックリストに記録する。

No.15 コリンズ (工事実績登録)

及び「登録内容確認書』・指導監査対象(△)

○受注者は

- 工事実績登録システム(以下「コリンズ」と いう。)により工事実績情報を作成する。
- 監督員の確認結果に基づき、発注者の確認を 受けた上で、コリンズに登録申請する。
- 登録証の提出及び提示は不要です。

○監督員は

- コリンズからメール送付される「登録のため の確認のお願い」の内容を速やかに確認し、 受注者に登録を依頼する。
- 確認内容を施工プロセスチェックリストに記 録する。
- 必要に応じてコリンズにより登録内容を確認 する。

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録

1. 一般事項

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工 事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完 成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を コリンズから監督員にメール送信し、監督員等の確認を受けたうえ、受注時 は契約後に、契約日を除き10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に、 登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日 以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、 訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

No.16 電子納品着手時、検査・納品前協議チェックシート

チェックシートは、国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】)に例示された様式を使用する。

「電子納品・電子検査事前協議チェックシート(土木工事用)(例)」【国土交通省】

工事ガイドライン 平成17年8月 工事ガイドライン 平成17年8月 事前協議チェックシート(工事用)(例) (5)電子化しない書類 電子化しない範囲 一部の場合、その内容 (1)協議参加者 実施日 平成 年 月 日 省對名 工事名 工期 CORINS番号 事務所名 役職名 参加者名 会社名 役職名 (現場代理人) (6)工事検査方法等 機器の準備 (2)適用要領・基準類 工事完成図書の電子納 口H13.08 口H16.06 品要領(本) 口H13.08 口H14.07 □受注者 (□電子媒体を利用 口紙,電子媒体の併用 電子結品運用ガイドライン(本) □ □施工計画書 □工事打合せ簿 □完成図面 口工事写真 □H16.10 □H17.08
□H16.01 □H16.10
□H17.08 对象電子情報 □H13.08 □H14.07 □H15.07 □H16.06 □H11.08 □H14.07 □H16.06 CAD製図基準に関する運用ガイドラ 検査時に紙で用意する 单额女政 微 岩 デジタル写真管理情報 基準(案) 備考 (3) インターネットアクセス環境、利用ソフト等 発注者 景大回輸速度 ロ1.5階の以上 電子メール添付ファイルの容量制限 受注者 景大回輸速度 ロ1.5階の以上 電子メール添付ファイルの容量制限 □128Kbps未滿 □2Mbyte未満 □128Kbps未満 □3Mbyte未満 (7)電子納品対象協議項目 □3Mbyte以上 □384Kbps以」 □5Mbyte以上 □3Mbyte未満 □128Kbps以上 □5Mbyte未満 作成者 協議時の合意内容 納品データ名 発注者 受注者 発注者利用ソフト 受注者利用ソフト 基本ソフト ソフト名もしくはファイル形式 NEET IEET. XML - 122, MEETO3. DTD 文書作成等
— 太郎
Word
Excel
— その他
CAD図面 SXF (P21) 形式
写真 JPEG (またはTIFF) 形式 MEET、XML。※ 品質管理 出来形管理 材料確認書 確認・立会顧 協議 00 写真 0 □行う □行わない □電子メール □ASP □共有サーバ □その他(電子的な交換・共有 電子的な交換・共有方法 (4)電子納品対象必須項目 0 0000 納品データ名 協議時の合意内容 | 施工体制を検 | 施工体制を検 | 施工体系回 | 連放リサイクル法に基づく届出書 | 災害発生素処 | 災害発生素処 | 災害発生素処 | 投害発生素処 | 機門工能 | 株日、張門作業園 | 株日、張門作業園 | 株日、張門作業園 | 株日、張門作業園 | 株日、張門作業園 | 株日、張門作業園 | 株日、張門作業の | 株田、張門作業 (建設資材搬入工事用) | 海生資源利用促進実施書(建設資材搬出工事用) | 数量内容 | 計画管理契号 | 東屋頂塞 | FLAN XML | ※2. FLANOS, DTD | 海生資源利用保護計画書(建設資材搬出工事用) | 15690002度計画書 | 1690002度計画書 | 1690002度計画書 | 1690002度計画書 | 1690002度計画書 | 16900020度計画書 | 16900020度計画書 | 16900020度計画書 | 16900020度計画書 | 16900020度計画書 | 16900020度計画書 発注者 受注者 △:紙 不要 Ö INDEX_G, XML, INDE_C3. DTD DRAWINGS. XML, DRAWO3. DTD <root>
DRAWINGS ※1 0 DRAMINGS、XML, DRAW03, DTD

発注図面

工事数量総括表
特記仕様書等

特記仕様書等

(MEET, XML, NEET03, DTD

建設材料の品質記録保存業務実施要
領(第)に定められた提出書類

PLAM, XML, PLAM03, DTD

施工計画書

DRAMINGF, XML, DRAW03, DTD 0. SPEC MEET 0 ORG 0 0 PLAN DRAWINGF 完成図面 PHOTO, XML, PHOTOO3, DTD 工事写真 PHOTO

・事前協議チェックシートでは、検査書類の作成者(受注者or発注者)及び検査書類の作成方法(電子or紙)について、受発注者間で確認してください。

No.19 下請負人一覧表 (下請負人通知書)

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外
- 「**下請負人通知書」の提出は原則不要です**。た だし、発注者が必要と認めた場合は提出が必要 です。
- 令和5年5月1日より、下請負人一覧表の提出 を必要としていましたが、令和6年4月1日から作成・提出を不要とします。
- 監督員等は下請契約に関して確認が必要な事項を確認し、施工プロセスチェックリストに記録してください。

施工プロセスチェックリストによる確認事項

- ・ 一次下請け契約額の総額
- ・一次下請け業者数と標準見積書未使用業者の有無
- ・ 再下請け業者数と標準見積書未使用業者の有無
- ・標準見積書未使用業者への元請けの指導の有無

※

「法定福利費を明示した見積書(標準見積書)」とは、下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書に、法定福利費を内訳として明示したものです。

持続可能な建設業のためには技能労働者の処遇改善が必要であり、適 正な水準の労務費と、社会保険に加入するために必要な費用(法定福利 費)を確保するため、元請企業におかれましては下請企業へ標準見積書を 使用するようご指導をお願いします。

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 契約書第18条に基づく照査等の結果、設計修正が必要となるなどの理由で提出が遅くなる場合は、内容が決定されてから施工計画書を提出できる※ものとします。
 - ※本工事(該当工種)への着手前には提出が必要です。
- 上記の場合以外でも、当初提出の施工計画書の内容は、工事概要と施工方法(準備工事※)を最低限記載し、その他は確定している内容のみで可とします。
 - ※現場事務所の設置または測量をいう。

長野県土木工事共通仕様書(令和5年10月1日改訂版)

- 1-1-1-6 施工計画書
 - 1.一般事項

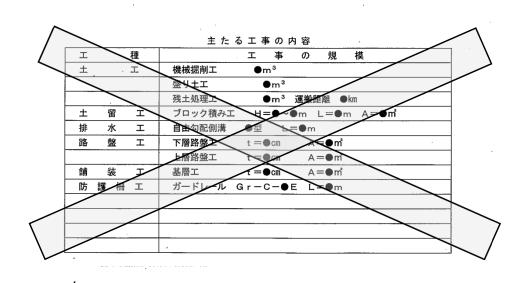
受注者は、工事着手前**又は施工方法が確定した時期**に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員等に提出しなければならない。

※太字部 R2.10改定時追記

変更施工計画書について、現場作業終了後の 精算に伴う変更契約、及び工期や数量だけの 軽微な変更契約の場合、提出は不要とします。

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 工事概要の「主たる工事の内容」の記載は不要とします。

工事概要	*
工 事 名	令和 〇〇年度 〇〇〇〇〇工事
工事場所	(主) 〇〇〇線〇〇〇郡〇〇町字〇〇〇
エ 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日~至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
設計概要	W=● (●) m A=●m abble
	□ ・
No(測点	[番号起点] ~ No. (測点番号終点)



- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 現場組織表への作業主任者の資格者証(写 し)の添付は不要とします。
- 受注者は、資格者証(写し)を現場に備え置くなど、監督員等の求めに応じて提示できることが必要です。

資格認等節付 (例)

注意事項

- 本條了歴は、大切にし、作業中は必ず携帯 すること。
- 本修了匿を船失し、又は損傷したときは、 再交付をうけること。
- 「懂考」欄は、本人において記入しないこと。

第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証

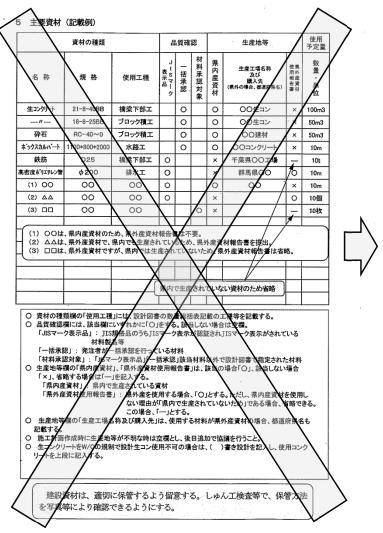
第 490 号 昭和 58年 3月 17日 交付	氏 名
長野労働基準局長 指定 神経智司	章 年 月 日生
設 長野県労働基準協会連合 ・ 編成 で	本籍地 長 野 都道府
第 考	住 所

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 主要資材の「県内産資材」欄および、「県外 産資材使用報告書」欄の記載は不要とします。

※県外産資材使用報告書の提出は必要です。

- 生コンは実際に使用する規格を記載します。
- 使用量が少ない資材は、受発注者協議の上、 材料承認に伴う品質証明資料等の提出を不要 とできることとします。

5 主要資材



様式(例)

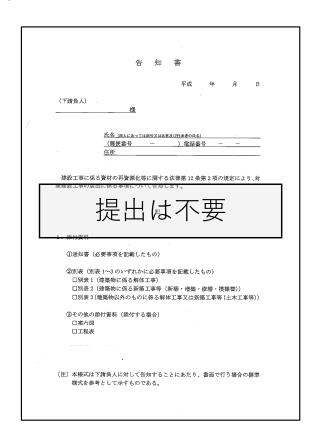
	資材の種類		E E	質確	認	購入先	使用 予定量	
名 称	規格	使用工種	JISマーク	一括承認	材料承認対象	生産工場名称 及び 購入先	数量·単位	記事
生コンケリート	24-12-40BB W/C55%以下	橋梁下部工		0		○○生⊐ン	100m3	
_"-	18-8-25BB W/C60%以下	ブロック積工		0		〇〇生コン	50m3	
鉄筋	D25 D19	橋梁下部工	0			〇〇商事	7t	,
ホ"ックスカルハ"ート	1100*800*2000	水路工		0		〇〇コンクリート	15m	
砕石	RC-40~0	ブロック積工 路盤工			0	〇〇工場	30m3	
植生シート	肥料袋付き	法面工			0	○○緑化	120m2	
塩ビ管	VP100	排水工				〇〇資材	10m	少量のため省略
丸太杭	φ150 L=1.5m	かごエ			0	00木材	30本	県外産

○ 四貝啡酸	○ 前見極診側は、該当側に「O」でする。 「JISマーク表示品」: HS規格品のうちHSマーク表示が認証されHSマーク表示がされている														
LNIS.4—	·ク表示品」: JIS	規格品のうちJIS	マークま	長示が認識	证されJISマーク表	示がされている	,								
	材料	製品等													
「一括承	認」:発注者が-	-括承認している	資材												
「材料承	「材料承認対象」:「JISマーク表示品」「一括承認」以外で設計図書で指定された資材														
〇 施工計画															
〇 生コンク	ン 生コンクリートは、実際に使用する規格を記入する。														
〇 使用量が															
〇 県外産資	○ 保外産資材について、施工計画書への記載は不要とするが、報告書は必要。														
0 木材につ	いて県外産を使用	引する場合は、「 診	書」欄に	二県外産	」と記載										
	r	T			1										
	l														
	-					_									
				_											
		i													

○ 資材の種類欄の「使用工種」には、設計図書の数量総括表記載の工種等を記載する。

No.21 告知書 (建設リサイクル法)

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外
- 告知書の提出は不要とします。
- 受注者は下請業者への告知について、関係書類を保管し、監督員等の求めに応じて説明してください。



- ・元請企業は、下請企業に対して、対象建設工事の届け出に関する事項を告知しなければなりません(建設リサイクル法第12条第3項)
- ・告知書には、発注者から交付される「通知書」のほ か必要書類を添付してください。

No.22,23再生資源利用(促進)計画書

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 建設工事標準請負契約約款の改正(令和5年1 月1日施行)に伴い、**受注者は再生資源利用** (**促進)計画書を作成し、発注者に提出・説明したうえで、現場の見やすい場所に掲示**す ることが義務付けられました。
- また工事完成後に発注者から請求があった場合、実施状況の報告が必要です。
- 作成はコブリス (COBRIS) を利用することを 原則とする。
 (一財) 日本建設情報総合センター (JACIC) https://www.recycle.jacic.or.jp/
- 1 再生資源利用計画書・実施書

下記のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事で作成が必要です。

- ①土砂 500m3以上
- ②砕石 500t以上
- ③加熱As混合物 200t以上
- 2 再生資源利用促進計画書・実施書

下記のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事で作成が必要です。

①土砂 500m3以上 ②Co塊 As塊 建設発生木材 合計200t以上

No.24 施工体制台帳

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- ○建設工事における施工体制台帳作成などの取扱 いについて(通知) 今和3年2月9日付け農整第988号

施工体制台帳を作成する下請契約

①「建設工事※の下請負契約を締結した」場合は、施工体制台帳を作成・提出する。

※建設業許可が必要な建設工事(29業種)の完成を目的として締結する契約

- ②下記の契約は、「建設工事の請負契約」に該当しないため施工体制台帳の作成は不要。ただし、契約書(写し)を現場に備え付けることは必要です
 - · 交通誘導員
 - · 産業廃棄物処理
 - ・ダンプ等運搬 (運搬のみ)
 - ・立木の伐採(抜根、集積、積込を含まない)
- ○施工体制台帳の作成等の改正について (通知) (建設部通知) 令和 3 年 3 月 4 日付 2 建政技第373号

施工体制台帳の記載事項に当該建設工事の<u>従事者に関する</u>事項が追加されたことにより、**施工体制台帳に作業員名簿※ を添付して提出することが必要です。** **建設業法施行規則第14条の2第1項 第2号チ(元請分)及び第4号(下請分)に定める記載事項に該当

- 1 概要
 - 建設業法の一部改正に伴う施工体制台帳作成等の一部改正
- 2 改正の内容
 - ・施工体制台帳の記載事項に監理技術者補佐の氏名及び保有資格を追加
 - ・施工体制台帳の記載事項に作業員名簿を追加(施工体制台帳の一部として作成)
 - ・施工体系図の記載事項に代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請 負人の建設業許可番号、一般及び特定建設業の別を追加

No.25 再下請負通知書

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外
- 再下請負通知書としての提出は不要です。
- •関係書類を整理し、監督員等の求めに応じて提示してください。
- ・施工体制台帳の「下請負人に関する事項」に使用することができます。 この場合は、「NO.24施工体制台帳」(写しを 提出)の扱いとなります。

施工体制台帳の作成等について(国交省通知)

- 一 作成建設業者の義務
 - (4) 施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の<u>記載事項と添付書類</u>から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される<u>再下請負通知書</u>により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された<u>再下請負通知書を束ねる</u>ようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

No.26 下請契約書写し等 (施工体制台帳添付書類)

- 指導監査対象(△)
- 竣工検査対象外
- 下請契約書写し(施工体制台帳の**添付書類**※) は監督員が現場で確認します。
- その他の添付書類は、「NO.13技術者等の通知 書」等に添付されない場合同様に扱います。
- 監督員等は、現場において施工プロセス チェックリストにより確認・記録してください。

施工体制台帳の添付書類※

※建設業法施行規則第14条の2 第2項各号に定める書類

- ①すべての下請契約に係る契約書の写し
- ②元請の主任技術者又は監理技術者の資格を有することを証する書面又は写し
- ③元請の主任技術者又は監理技術者が、雇用関係にあることを証する書面又は写し
- ④元請が監理技術者補佐を置く場合、資格を有することを証する書面又は写し、及 び雇用関係にあることを証する書面又は写し
- ⑤元請が専門技術者を置く場合は、資格を有すること及び雇用関係にあることを証 する書面又は写し
- ※②~⑤は「技術者等の通知書」等に添付する場合は提出不要

建設業法第20条に基づき作成が必要な下請契約に関する見積書等は、「長野県建設工事における元請・下請関係適正化調査実施要領」に基づく調査の際に、検査員等の求めに応じて提出することが必要です。

No.27 施工体制台帳作成建設工事 の下請負人に対する通知の写し

- ・指導監査対象(△)
- 竣工検査対象外
- 「下請負人に対する通知」の<u>提出は不要</u>としま す。
- 下請負人に通知することが必要な事項が記載された文書を、現場の見やすい場所に掲示してください。
- ・監督員等は「通知」または「現場の掲示」を施 エプロセスチェックリストに確認・記録して下 さい。

施工体制台帳の作成等の改正について抜粋 (国交省通知)

- ① 元請企業は下請負人に対して下記の3点を記載した書面を通知しなければならない。
- a 作成建設業者(元請)の称号又は名称
- b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには、法第24条の8第2項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨
- c 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所
- ② ①のa, b, cに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

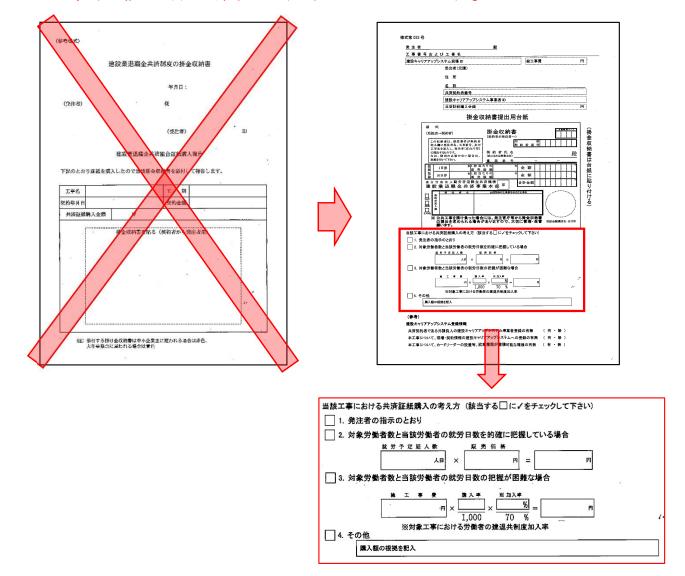
No.29 建退共掛金収納書

- 指導監査対象
- 竣工検査対象

国土交通省通知※に基づき下記のとおりとします。

(1) 証紙貼付方式による場合

- ・掛金収納書提出用台紙の様式を国様式に変更します。
- ・発注者(契約担当)は、「共済証紙購入の考え方」について、記載内容の確認を行うこととします。



※建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (令和3年3月30日付け 国不入企第40号)

No.29 建退共掛金収納書

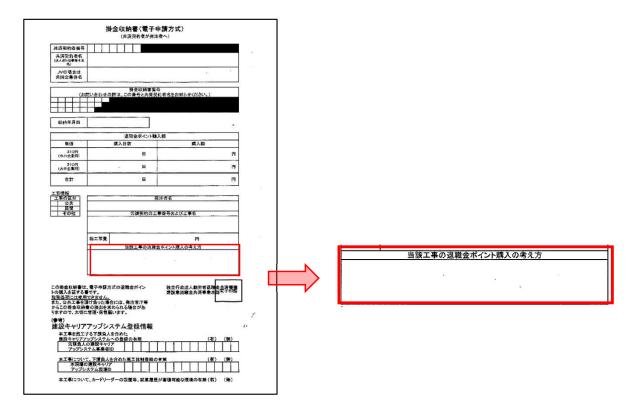
- 指導監査対象
- 竣工検査対象

(2) 電子申請方式による場合

・利用については、独立行政法人勤労者退職金共済機構の 電子申請専用サイトを参照してください。

https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/denshi/denshi1.html

- ・元請企業は、上記サイトで必要な退職金ポイントを購入し、 購入時に発行される「掛金収納書」を、工事契約締結後40 日以内に発注者(契約担当)に提出してください。
- ・発注者(契約担当)は、「共済証紙購入の考え方」について、記載内容の確認を行うこととします。



運用等の詳細は国交省発出の下記通知を参照してください

※建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (令和3年3月30日付け 国不入企第40号)

No.30 中小企業退職金共済制度加入 証明書類 · 指導監查対象(△) · 竣工検查対象外

- 従来、下請負人の建退共及び中退共への加入状況の一覧表を受注者が作成し提出又は提示する ケースがありましたが、**不要とします**。
- 中退共への加入は、加入を証明する証拠書類を 現場に備え付け、契約締結後原則として1か月 以内に監督員等の確認を受けてください。

(土木工事共通仕様書 1-1-1-53-4)

• 監督員は、施工プロセスチェックリストに確認 状況を記録して下さい。

No.31 建退共証紙受払簿

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外

国土交通省通知※に基づき下記のとおりとします。

(1) 証紙貼付方式による場合

- ・元請事業者は、工事の契約期間中、<u>自社の対象労働者の</u> <u>共済手帳への証紙の貼り付け</u>、及び下請事業者への証紙 交付について証紙受払簿等で適切に管理してください。
- ・監督員等は、施工プロセスチェックリストに確認状況を記録して下さい。またその際、掛金充当日数と掛金収納書における証紙購入日数とに概ね齟齬がないことを確認してください。

(2) 電子申請方式による場合

・利用については、独立行政法人勤労者退職金共済機構の 電子申請専用サイトを参照してください。

https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/denshi/denshi1.html

- ・元請事業者は、自らが雇用する対象労働者及び下請事業者 の雇用する対象労働者に係る就労状況について、<u>毎月適時</u> <u>に電子申請専用サイトを通じて報告し、対象労働者に対</u> <u>する掛金の充当を申請すること</u>が必要です。
- ・また、工事完成時に「掛金充当実績総括表」に、当該工事における掛金充当実績を記載してください。
- ・監督員等は、施工プロセスチェックリストに工事完成時実績を確認し記録して下さい。またその際、掛金充当日数と 掛金収納書における証紙購入日数とに概ね齟齬がないこと を確認してください。
- ※建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (令和3年3月30日付け 国不入企第40号)

No.32 設計図書照査確認資料

No.33 工事測量結果

- 指導監査対象外※
- •竣工検査対象外※

※18条照査該当ありの場合は対象

- ・下記の場合は「報告」に替えて「連絡」で可 とします。
- ①設計図書照査において、「契約書第18条第1項該当な し」の場合
- ②工事測量において「設計図書修正必要なし」の場合

○報告

受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

○連絡

監督員等と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

- 指導監查対象外
- 竣工検査対象外

- <u>**原則*1として、作成不要とします</u>**(検査対象 書類としません)。</u>
- ただし、情報共有システムで簡易に作成・ダウンロードできるものであり、作成および検査時等での活用を妨げるものではありません。
- 必要な場合、監督員等がシステムから作成・ダウンロードすることを原則とします※2。
 - ※1「原則作成不要」とした意図は下記のとおりです
 - ①検査書類とはしない
 - ②ワープロソフト等を用いて作成する必要はない
 - ※2 受注者が電子データを紙出力しないようにするため、及び竣工検査の効率化、会計検査時の活用等、発注・検査サイドでの必要性が高いため、原則として監督員が必要に応じて用意する書類としますが、受注者が自らの作業の効率化のために作成することを妨げるものではありません。

No.36 工事記録

- ・指導監査対象(作成した場合)
 - ・竣工検査対象 (作成した場合)
- 「**工事記録」の作成は原則として不要**とします。
- ただし、工事記録を作成した方が効率的である と判断される場合は作成できることとします。
- ・工事記録を作成しない場合、「実施工程表」または「週間工程表(作成している場合)」を提出することとします。
 - ○週休2日工事の実施状況の確認資料は下記のいずれかとします。
 - ・実施工程表(現場閉所日を記載したもの)
 - ・週間工程表 (実施状況をフォローしたもの)
 - ・工事記録
 - ・必要事項が記載された受注者の任意資料
 - ○気温については、土木工事現場必携共9-45,46に基づき適切に施工 管理してください。

土木工事現場必携共9-45

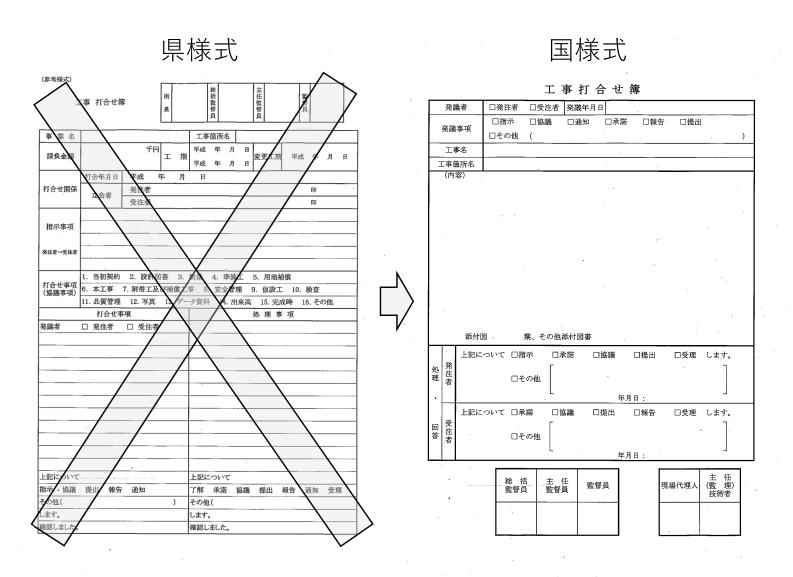
- (1) コンクリートの品質管理、養生等の留意点
- ・・・。また、適切な養生管理を行うために、適切な養生管理を行うために、養生期間中または養生後の、最高・最低気温、養生温度など、温度管理図表等を用い適宜まとめる。 土木工事現場必携共9-46
- (2) アスファルトの舗設

受注者は、アスファルト舗装の品質を良好に保つために「長野県土木工事共通仕様書」 に基づき舗設しなければならない。

- 土木工事共通仕様書 P115
 - (10)・・・の舗設作業を監督員等が承諾した場合を除き、気温が5℃以下の時に施工しては ならない。
- ○安全管理の記録は、「NO.48安全教育訓練実施資料」の提示により確認します。
- ○「監督日誌」は、任意の場所にまとめて添付してください。

No.37 工事打合せ簿

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 国土交通省と**様式を統一(標準化**)します。



※情報共有システムによって「工事箇所名」欄がない場合は、 「工事名」か(内容)欄に記載してください

No.38 監督日誌

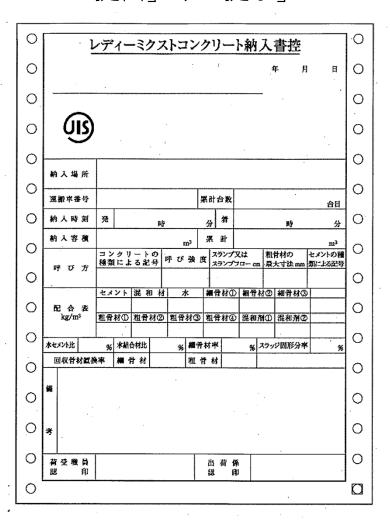
- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外

- ・監督日誌は原則として使用しないこととします。
- ただし、情報共有システムを使用しない工事、 又は、現場指示に関して受発注者相互のサイン が必要な場合は、使用できることとします。
- 監督員が受注者に渡す控えを、工事書類として 提出することは不要とします※1。
- ・監督員は、現場での指示であっても**情報共有システムにより工事打合せ簿にて行うこと**を原則とします**2
 - ※1 原本は発注者が保管するため。
 - ※2 即時あるいは適時に行うため、監督員は現場での口頭指示事項を、システムにおいて帰庁後速やかに行う、あるいは受注者の**承諾を得たうえで、現場の**パソコンを借りて行う等の対応をしてください。

No.43 レディミクストコンクリート 納入書 ・指導監査対象外

- 竣工検査対象
- 「提示」することとします。
- スランプ、空気量測定値の記載は品質管理資料で確認できるため不要とします。
 - ※打設完了時間の記載は必要です

「提出 | → 「提示 |



No.45 立会依頼

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外
- 段階確認の場合は「**段階確認書**(No.46)」に より行うこととします。
- その他立会依頼は、週間工程表等他の様式、 口頭、メール等による「連絡」で可とします。
- ・監督員又は現場技術員が**臨場して確認した場 合、材料検測等の写真は不要**とします。

		段階確	認 書		
		施工予	定表		
			令和	年	月日
T=10 l+bU#	~ cutto z chet	****			
	3.上权陷07万疋时	期を報告いたします			
工事名	·		生者名: 場代理人名等:		印
種 別	細 別	確認項目	施工予定時期	記	事

*					
			. 令和	年	月 日
		通 知	書		
	て、段階確認を	行う予定であるので	通知します。		
ト記種別につい			監督員名		
ト記種別につい		6.4	M.H. 34.74		
確認種別につい	確認細別	確認項目	確認予定日	記	事
	確認細別	確認項目		記	事
確認種別	確認細別	確認項目		記	事
	確認細別			記	事
確認種別	確認細別	確認項目		記	事
確認種別	確認細別			記	事
確認種別	確認細別		確認予定日	記	事
確認種別	確認細別		確認予定日		

その他立会の場合

主 任	確認 • 立会		場主任	
監督員 監督員	· .	ft	理人 技術者	
	<u>確認 ・ 立会</u>	事項	:	
工事名		年月日:		
	確 認 立 会	をお願いしま	÷.	
	記		/	
工 租				
揚所				
資 料			時	
資 料 希望日時				
希望日時		時		
希望日時確認・立会者		時		

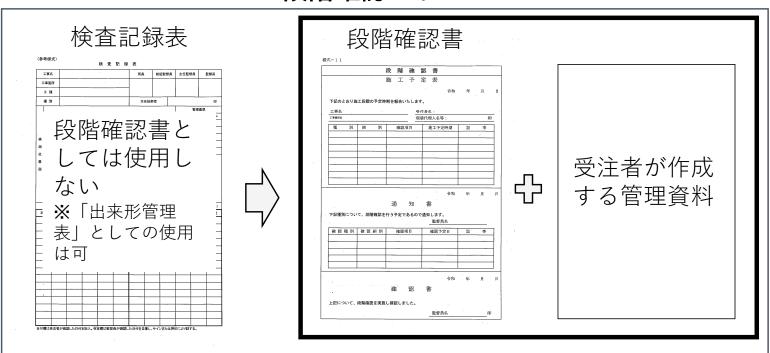
※本様式は立会依頼を書面で行う場合の一例、週間工程 表等他の様式による依頼でも可。

※立会依頼は「連絡」であり、書面の他、口頭もしくは 電子メールによる依頼でも可。

No.46 段階確認書 (関係書類)

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 段階確認には「検査記録表」に替えて「段階確認書」(国土交通省様式)を使用することとして、受注者が作成する管理資料(出来型、品質管理資料)を添付することとします。
- 検査記録表の様式を受注者が作成する「出来 形管理表」として使用することはできます。

段階確認において



段階確認書には「施工予定表」「通知書」「確認書」の3つ記載欄がありますが、事務を簡素化するため、下記のとおり扱います。

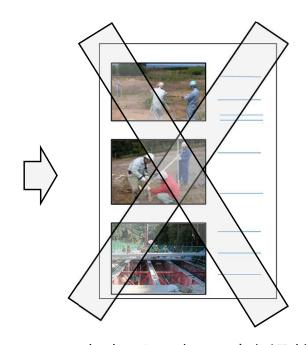
- ・「通知書」としての使用は任意として、段階確認日の通知は、電話・メール等による「連絡」でも可とする。
- ・情報共有システムを使用する(電子データでやり取りする)場合、**確認書への押印は不要** とする。

No.46 段階確認書(関係書類)

- 指導監査対象
- 竣工検査対象
- 監督員が臨場により段階確認等を行った場合、 該当箇所の出来形管理写真及び監督員が検測 等をしている写真の撮影・提出は不要です。
- 臨場については、監督員が実測値を手書きで 記載した管理資料で確認します。
- ・遠隔臨場の場合も同様に取り扱います。

受注者が作成する管理資料

監督員が実測値等 を記入したもの



出来形写真及び臨場状 況の写真撮影・提出は 不要

現場技術員が臨場した場合も同様に取り扱います。

No.50 現場休業届

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外
- 土木工事現場必携 共8-47で定める「現場休業届」の**作成は不要**とします。
- 年末年始等で1週間程度現場休業となる場合は、休業期間、休業中の連絡先を、施工計画書や週間工程表への明示、又はメールにより監督員に「連絡」することとします。
- 受注者は、現場休業中の安全確保について、 施工計画書、及び土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-39「工事中の安全確保」に基づき適切 に行ってください。

No.51 過積載防止対策

- 指導監査対象(△)
- 竣工検査対象外
- ・従来、長野県建設工事 工事関係書類一覧表において、過積載防止対策は「提出」(施工計画書への記載)および、「提示」(点検記録・写真等)することとしていました。
- このうち検査時等に「提示」していた点検記録は**検査書類とはせず**、現場に備え置くこととします。また、点検記録に整理していた**写真は不要**とします。
- 監督員は、過積載の点検を臨場、又は点検記録の確認により行い、結果を施工プロセスチェックリストに記録して下さい。

No.52 実施工程表

- ・指導監査対象 (提出した場合)
- ・竣工検査対象 (提出した場合)
- ・実施工程表の**提示等は不要**とします。
- •「工事記録」または「週間工程表」を作成しない場合は「提出」することとします※。
- 契約工期が延長された場合で、変更施工計画書にフォローアップされた「計画工程表」を添付する場合、施工時点までの実施工程が記載された工程表の提出を妨げるものではありません。
 - ※ 工程管理は、土木工事施工管理基準に基づき行う必要がありますが、その手法は受注者の任意事項です。発注者としては工事の実施記録として、「工事記録」「週間工程表」「実施工程表」のいずれかの提出を求めることとします。

十木工事施工管理基準

6 管理項目及び方法 (1) 工程管理 「受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、 バーチャート方式など)を行うものとする。」

No.58 県外産資材使用報告書

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外
- 報告が必要な資材を「生コン」、「砕石」、 「加熱アスファルト合材」、「コンクリート 二次製品」に限定します。
- 上記の県外産資材を使用する場合、報告書の 提出をお願いします※。
- 検査確認は不要とします。
- 「県内産」とは、県内企業が「生産」した製品です。

	事務所長 様									令和	年	月	H
		県 外	産資	材质	月	報	告	書					
									受注者名: (現場代理人)				
									工事名				
本工事におい	て県内産を使用しない	材料は、以下の	とおりです										
資材名	規格	使用数量		製造工場 (県名及び		1)			県内産資材を使	用しない	理由		

X

- ・県外産資材の使用状況を把握するために必要な書類ですのでご協力をお願いします。
- ・「長野県の契約に関する条例」に基づき、公共工事においても県産品の利用に配慮することが必要です。県内産資材の優先使用には引き続き努めていただきますようお願いします。

No.59 県産土木用材産地証明書

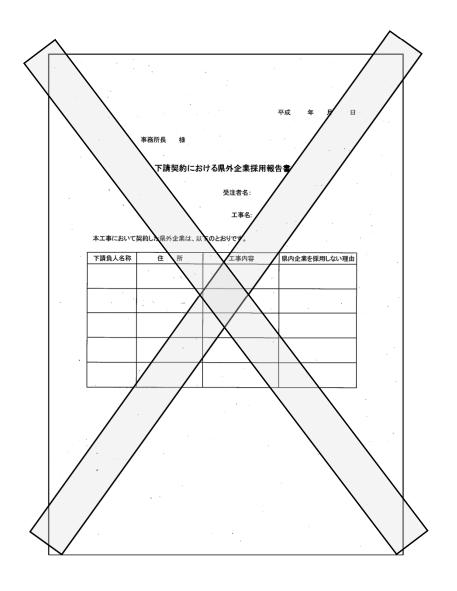
- 指導監查対象外
- 竣工検査対象外
- 木材は県産材を使用することが原則です※
- 県産木材を使用できない場合、材料承認時に その理由を明記してください。
- 工事完成時に**産地証明書**を提出してください
- ・検査確認は不要とします。

※ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(令和3年10月1日施行)に基づき、「長野県内の建築物等における県産材利用方針」を定めており、積極的に県産材の利用を促進することとしています。

No.60 下請契約における県外企業採用

報告書※

- 指導監査対象外
- 竣工検査対象外
- 「作成」を不要とします。



X

- ・下請契約における県外企業の採用状況を把握するため に必要な書類ですが、施工体制台帳等で確認できるた め作成は不要とします。
- ・県内企業の優先採用には引き続き努めていただきますようお願いします。

No.69,70再生資源利用(促進)実施書

- 指導監查対象外
- ・竣工検査対象(△)
- No.71再資源化報告書の添付書類として提出する こととしていましたが、**コブリス**(COBRIS)で 作成した場合の添付(提出)は不要とします。
- 監督員は、実施状況をコブリス(COBRIS)から確認し、施工プロセスチェックリストに記録して下さい。
- ・実施書を**コブリス以外で作成している場合は、** 提出が必要です。
 - 1 再生資源利用計画書・実施書

下記のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事で作成が必要です。

- ①土砂 500m3以上
- ②砕石 500t以上
- ③加熱As混合物 200t以上
- 2 再生資源利用促進計画書・実施書

下記のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事で作成が必要です。

- ①土砂 500m3以上 ②Co塊 As塊 建設発生木材 合計200t以上
- (一財) 日本建設情報総合センター(JACIC) https://www.recycle.jacic.or.jp/

工事関係書類一覧表

令和6年4月1日改正版 長野県農政部

_			T			ントス		_	· 						兄ュ
					約額 不要	書類(作成者			大書類(検査・	確認問	持期 ^{※1}
	種別	NO.	書類名称	500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提 監督 員等	型 契約担当	報監督員等	提 監督員等	示検査職員	(監督員等)	指導監査	(中間検査)
	設計図書	1	共通仕様書(長野県農政部)			0									
主刀		2	特別仕様書			0									
契約図		3	図面			0									
図書		4	現場説明書			0									
		5	質問回答書			0									
		6	工事数量総括表			0									
そ(の他	7	説明書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の 場合	×			0		0*				〇 契約前	Δ	-
	契約書	8	工事請負契約書			0	0		0				-	0	0
契約図書		9	契約書別紙 (分別解体の方法等) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		0	0		0*				〇 契約前	Δ	-
契	約関係書類	10	請負代金内訳書				0		0				O 契約時	Δ	-
		11	法定外労災保険の付保に関す る資料										0	-	-
		12	工程表				0		0				0	0	0
		13	技術者等の通知書				0		0				0	0	0
L		14	前払金請求書				0		0*				-	-	-
₹(ወ他	15	コリンズ(工事実績)登録 及び「登録内容確認書」	×			〇 [※] 登録						〇 着手時 変工時	Δ	-
		16	電子納品着手時、検査・納品前 協議チェックシート				0	0					0	0	0

書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
	農政部共通仕様書1-1-2用語の定義
	農政部共通仕様書1-1-2用語の定義
・「現場説明事項、条件明示事項」を基本として、各発注者が作成する。	農政部共通仕様書1-1-2用語の定義
「現場就明事項、未作明小事項」で至中として、行光圧行が作成する。	
	農政部共通仕様書1-1-2用語の定義
1. b. 7. 1. 1 = 22 = 27 = 1 - 2. c47 (1.4445 - 7. c. 1.127 op. b. 7	農政部共通仕様書1-1-2用語の定義
・少なくとも下記5項目について契約前に書面により説明する。 一 解体工事の場合、解体する建築物等の構造 二 新築工事である場合、使用する特定建設資材の種類 三 工事着手の時期及び工程の概要 四 分別解体等の計画 五 解体工事の場合、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する。	建設リサイクル法 第12条1項、 公共建設工事における分別解体等・再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(長野 県)第3
	地方自治法 第234条 長野県財務規則 第140条 建設業法 第19条
下記項目を記載する ・分別解体等の方法、解体工事に要する費用 ・ (特定建設資材廃棄物について)再資源化等をするための施設の名称及び 所在地、再資源化等に要する費用 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する。	建設リサイクル法 第13条、 公共建設工事における分別解体等・再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(長野 県)第4
・受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、契約締結後5日以内に発注者に提出する。 ・内訳書には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する。 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する。	工事請負契約書第3条第1項及び第2項
・作成は不要とする。・監督員等が現場等において「保険契約証書」を確認	法定外の労災保険の付保に係る設計図書へ の明示等について(通知)
・受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、契約締結後5日以内に発注者に提出する。	工事請負契約書第3条第1項
 ・資格を証明する以下の書類を添付する。 監理技術者: 資格者証の写し 主任技術者: 資格該当要件を満たす証明書 現場代理人: (資格不要) ・所属証明: 保険証等、開札日以前3ヶ月以上の時雇用が証明できる公的な書類の写し 	建設業法第19条の2 工事請負契約書第10条第1項 農政部共通仕様書1-1-13現場代理人 建設工事に係る受注希望型競争入札入札心 得第20条 建設工事における施工体制台帳作成などの 取扱いについて(通知)
※前払い金を請求する場合作成、提出する。	工事請負契約書第35条
・提出は不要とする。 ※ 受注者はコリンズ登録を行う ・ 監督員等が「コリンズ・テクリス登録内容確認システム」により確認する ム プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する ・ 変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ 変更の場合は、原則として登録を必要としない。	農政部共通仕様書1-1-7コリンズへの登録
・電子納品の実施にあたり、チェックシートにより受発注者間で協議書にて確認(国の様式を利用「電子納品・電子検査事前協議チェックシート(土木工事用)(例)」) ・着手時協議チェックシートは、協議前に電子データで監督員に提出。	電子納品に係る実施要領 情報共有システム実施要領
	<u> </u>

	契約額 書類作成者 受注者作成書類の位置付け 検査・確認的						 	加加	ナ 世 ^{※1}							
;	重別	NO.	書類名称	別7 書	下要 類	発注者	受注者	提監督員等	出契約担	股告 監督員等	提示監督員	(監督員等)	指導監査		書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
その他		17	品質証明員通知書 ※設計図書で品質証明の対象 エ事と明示され、品質証明員を 定めた場合				0*	0				0	-	0	・書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員等に提出する。	
		18	通知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の 場合	×		0*						-	0	0	注者に協議書により報告(送付)する。	建設リサイクル法 第11条、 公共建設工事における分別解体等・再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(長野 県)第5
本事 書 類	施工体制 確認	19	下請負人一覧表									Δ	-	-	 ・作成は不要とする。 △ 監督員等が現場備付の施工体制台帳・作業員名簿で下請負人の状況を確認する。 ・変更があった場合はその都度監督員等に、確認を求めること。 ・契約金額変更に伴い、工事下請契約総額が4,500万円を超える場合、工期途中であっても監理技術者を配置する。 	工事請負契約書第7条 工事現場等における適正な施工体制の確保 等に関する運用について(通知)
	施工計画書	20	施工計画書 (原則として全工事で提出する。 ただし、工事内容等により、監督 員等が不要と認めた場合はこの 限りではない。)				0	0				0	0	0	・工事着手前までに提出する。工事着手とは「準備工事(現場事務所の設置または測量)]に着手することをいう。 ・契約書第18条に基づく照査等の結果、設計修正が必要などの理由で提出が遅くなる場合、内容が決定してから施工計画書を提出できる。 ・上記の場合以外でも、当初提出する施工計画書の内容は、工事概要と施工計画書(準備工事)を最低限記載し、その他は確定している内容のみで可とする。 ・記載項目は、土木工事現場必携「共5施工計画書」による。	農政部共通仕様書1-1-6施工計画書
		21	告知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の 場合	×			0				0*	0	-	-	・提出は不要とします。 ・※下請業者への告知について、監督員等の求めに応じて説明することとします。 ・建設リサイクル法対象工事受注者は、下請がある場合、NO.18の通知書の写しを監督員から受領、添付して下請業者(建設業を営む者)に告知する。	建設リサイクル法 第12条2項、 公共建設工事における分別解体等・再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (2)5二項、(2)6イ項
		22	再生資源利用計画書				0	0				0	0	0	・※下記のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事で作成する。 ①土砂 500m3以上 ②炉石 500t以上 ③加熱As混合物 200t以上 ・作成は原則としてCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コプス)※ を利用し、施工計画書に添付提出とする。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIG)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 [http://www.recycle.jacic.or.jp/] ・再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示する。	資源リサイクル法関係省令第9条、 農政部共通仕様書1-1-24-4再生資源利用計 画
		23	再生資源利用促進計画書				0	0				0	0	0	・※下記のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事で作成する。 ①土砂 500m3以上 ②Co塊 As塊 ・合計200t以上 建設発生木材 ・作成は原則としてCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コプス) を利用し、施工計画 書に添付提出とする。 (一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 [http://www.recyclejacic.or.jp/] ・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示する。	資源有効利用促進法省令第8条 農政部共通仕様書1-1-24-5再生資源利用促 進計画
	施工体制 確認	24	施工体制台帳 (元請人、下請人に関する事項)				0	0				0	0	0	・下請負契約を締結したときは、「建設工事における施工体制台帳などの取扱いについて」(令和3年2月9日付け2建政技第341号)に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出しなければならない。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出する。 ・技術者(主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者)は必要資格証の写しと雇用関係を証明する保険証等の写し、監理技術者は監理技術者証の写しを添付すること。	建設業法第24条の8第1項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律第15条第2項 農政部共通仕様書1-1-15-1一般事項 建設工事における施工体制台帳作成などの 取扱いについて(通知)

							書類化	F成者	受注:	者作成	大書類	の位置	付け	検査・	確認問	寺期 ^{※1}		
						下要 類			提	出	報告	提	示	_		_		
ŧ	重別	NO.	書類	[名称	500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	監督員等	契約担当	監督員等	監督員等	検査職員	監督員等)	指導監査	中間 検査)	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
工事 書 類 画	施工体制 確認	25	再下請通知書 (施工体制台帳) 現場備付義務あ					0						Δ	-	-	△提出は不要とする。なお、施工体制台帳「下請負人に関する事項」(上記24)に利用することは妨げない。	契約書第7条 建設業法施行規則第14条の4第2項
類画		26	下請契約書、委 (施工体制台帳 て現場備付義務	に添付資料とし				0						0*	Δ	-	・提出は不要とする。 ※ 監督員は写しもしくは映像面表示にてすべての下請契約について施工体制台帳の記載との整合を確認。 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する △ 元請・下請関係適正化調査の対象工事については、上記契約書のほか、見積依頼書、見積書(内訳書を含む)を電子データ等にて提出する(説明は不要)。なお、従来求めていた建設業許可通知書の提出は不要。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律入契法第15条第2項 建設工事における施工体制台帳作成などの 取扱いについて(通知)
		27	施工体制台帳作下請負人に対す(施工体制台帳	る通知の写し				0						0*	Δ	-	・提出は不要とする。 ・受注者は、下請負人に対し、次の事項を書面により通知するとともに書面を工事現場の見やすい場所に掲示する。 1 元請業者の商号又は名称、2 再下請負通知が必要とされる旨、並びに再下請負通知に係る書類を提出すべき場所 ※ 監督員等が現場掲示状況を確認 Δ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する。	建設工事における施工体制台帳作成などの 取扱いについて(通知)
		28	施工体系図 (施工体制台帳I	に添付)				0	0					0	0	0	・受注者は、建設工事に係るすべての下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員等に提出しなければならない。	建設業法第24条の7の4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律第15条第2項 農政部共通仕様書1-1-15-2施工体系図 工事現場等における適正な施工体制の確保 等に関する運用について(通知)
		29	建退共発注者用担	掛金収納書	×	×		0		0				0	0	0	・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに提出する。	農政部共通仕様書1-1-56-4建設業退職金制度の履行 特別仕様書 別掲4 指導事項(4)
			中小企業退職金 明書類	共済制度等加入証	×	×								O*	Δ	-	・提示は不要とする。 ※ 下請負人の加入状況一覧表作成及び提示は不要。中退共その他制度により建退共に加入 しない者がいる場合、監督員等が現場において「保険契約証書」「中退共加入証明」等を確認す る。 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する。	農政部共通仕様書1-1-56-4建設業退職金制度の履行
		31	建退共証紙受払	公 簿	×	×		0						0*	_	-	・共済証紙の購入状況を発注者が把握するため、必要があると認めるとき、その他関係資料とともに求める場合がある。 ・提示は不要とする。 ※ 受注者は建退共発注者用掛金収納書(29)の「退職金ポイント購入の考え方」に手持ち量を記載し、監督員等が貼付状況等を確認する。	特別仕様書 別掲4 指導事項(4)
	設計図書 現地確認	20	設計図書照査	契約書18条 第1項該当あり				0	0					0	0	0	・契約書第18条第1項1~5号に該当する事実があった場合、事実が確認できる資料を監督員に 提出し、確認を求めなければならない。以後の対応は契約書18条2~5号ならびに19条による。	工事請負契約書第18条第1項 農政部共通仕様書1-1-2設計図書の照査
		32	確認資料	契約書18条 第1項該当なし				0						-	-	-	・契約書第18条第1項1~5号に該当する事実が無い場合、監督員へその旨を連絡する。 ・ムメールまたは口頭等で可とする	土木工事現場必携共1-10
		33	工事測量結果	設計図書修正 必要あり				0	0					0	_	-	・工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、工事設計図書と差異が生じた場合、監督員等に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	農政部共通仕様書1-1-51工事測量
		-	and the local	設計図書修正 必要なし				0						-	-	-	・工事設計図書と差異が無い場合、監督職員に測量結果を連絡する。 ・ムメールまたは口頭等で可とする	土木工事現場必携共1-10

				契	マ 10 10 10 10 10 10 10 1							骨付け	检查.	確認	· 诗期 ^{※1}	(ID) AP NIX	1
				別	不要		17,20,11		- <u>ロ ハ /</u> - 出	報告		示	1人日	HE DIO	11 791		
	種別	NO.	書類名称	-) 800 万 円 未	注者	受注者	監督員等	契約担当	監督員等	監督員等	検査職員	(監督員等)	指導監査	(中間検査)	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
工事書類	施工官理	34	経緯表										-	-	-	・作成・提出は不要とする。 ・ASPの自動出力により、検査時等の手持ち資料として利用することを妨げない。また、監督員 等が利用する場合は受注者に出力を求めないこととする。	事現場必携共10-2
		35	材料承認関係資料				0	0					-	0	0		共通仕様書1-1-26工事材料の品質 〃 第2章材料第1節
		36	工事記録				0*	0*					-	〇(作 成した 場合)	〇(作成し た場合)	・原則として作成は不要とする。 ・工事記録を作成した方が効率的であると判断される場合は作成できる ・※工事記録を作成しない場合、「実施工程表」または「週間工程表」を提出する	事現場必携共10-6
	;		工事打合せ簿			0	0	0		0			-	0	0	・令和3年4月より様式は国様式とする。 ・発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いがないように書類に記録しておく書類。打合せの各事項の主な定義は以下のとおり。なお、「提示」「連絡」の場合、工事打ち合わせ簿は不要である。 ・「協議」:書面により契約図書の合議事項について、受発注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。 ・「指示」:監督員等が、受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させること。 ・「承諾」:契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員等または受注者が書面により同意すること。	共通仕様書1-1-2用語の定義
		38	監督日誌			0							-	-	-	・提出(竣工図書への添付)不要。 ・原則工事打合せ簿(ASP)を利用する。ASP不使用または現場指示で受発注者双方のサインが必要な場合は使用するが、発注者に原本があることから竣工図書への添付は不要。また、現場指示の対応についてはその後工事打合せ簿にて報告等を書面で求める。	
		39	変更施工計画書	××	€		0	0					-	0	0	・重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出する。 ・※契約額500万未満であっても、現場で発生した災害等への対応が必要な場合など、重要な変更がある場合は必要・現場作業終了後精算時の契約、および工期や数量だけの軽微な変更に伴う変更施工計画書は作成不要。	共通仕様書1-1-6-2変更施工計画書
		40	関係機関協議資料				0				0		0	_	-	・工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、 条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。 ・諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員等に提示しなければならない。 なお、監督員等から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	共通仕様書1-1-49官公庁への手続き
		41	地域住民との打合せ資料				0			0*			0	-	-	・※地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。 ・交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。	共通仕様書1-1-49官公庁への手続き

_						<u>,</u>	<i>/</i> \/						12-1	<u> </u>	<i>///</i>	テンコ	<u> </u>
						約額 不要	書類	作成者	受注	者作用	戊書類	の位置	付け	検3	₹·確認	時期 ^{※1}	
						類			提	提出		提示		^		$\overline{}$	
	種別		NO.	書類名称	500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	監督員等	契約担当	監督員等	監督員等	検査職員	監督員等)	指導監査	中間検査)	
	施工状況	施工管理	42	材料品質規格証明書 ※ 設計図書で定められている 材料がある場合				0*	0*			Δ	0	-	-	0	・材料(者の責 △ 監査
			43	レディーミクストコンクリート納入 書				0					0	_	-	0	· 受注: 管し、
			44	材料等納入伝票	×			0				Δ	0	-	0	0	・△使 等また
			45	立会依頼				0						0*	-	-	· 作成 · 監督 · 監報 · 依頼。
			46	段階確認書 (添付資料) ・出来形管理表、 及び出来形管理図 ・写真(臨場した場合不要)				0	O*					0	0	0	・受に段督と野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			47	休日・夜間作業届 ※現道上工事の場合				0*	0*					-	0	0	·官公 ·※現 ·※週
		安全管理	48	安全教育訓練実施資料	×			0				0*		0	Δ	-	・※安: 合は直 △ プロ
			49	工事事故速報、報告書				0	0*					-	-	-	·※事i に通報 ·工事
			50	現場休業届										_	-	-	作成※年:メール
			51	過積載防止対策	×			0						0*	Δ	-	・提出 ※ 受注 保管(ご ム プロ
		工程管理	52	実施工程表	×			0	Δ*					_	〇(提 出した 場合)	〇(提出した場合)	※ 提売・施工・表は・応急
			53	工事履行報告				0			0			_	0	-	·履行: ·週間:
書	工状	出来形管理	54	出来形管理表及び出来形管理 図 (工事施工時)				0				0		0	_	-	·測定 管理基 来形管 · 點督

	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
	・材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、検査時までに監督員等へ提示 ム 監督員等の請求があった場合には遅滞なく提示	農政部共通仕様書1-1-26工事材料の品質 パ 第2章材料第1節
	・受注者は、納入書に打設完了時間を記入し、荷受け職印欄にサインをする。納入書は整理保管し、竣工時に提示する。	土木工事現場必携共6-6,9-3
	・	土木工事現場必携 共6-6
	・作成・提出は不要とする。 ・監督員又は現場技術員が立ち会い確認した場合、材料検測等の写真は不要 ・監督員等の立会が必要な場合、あらかじめ週間工程表・電話・メールなどの連絡で監督員等に 依頼。 ※監督員等は連絡状況をプロセスチェックリストにて確認する。	農政部共通仕様書1-1-27監督員等による確認及び立会等
	・受注者は共通仕様書の「段階確認一覧表」に示す確認時期及び特に指定された部分の施工時において、段階確認を受ける。 ・「段階確認書」により構造物等の種別、細別、施工予定時期等を監督員等に報告する。 ・監督員等は確認日について週間工程表・電話・メールなどにより受注者に連絡(段階確認書のやりとりは省略する) ・監督員等は、段階確認において臨場を机上とすることができるが、受注者は、出来形管理表等の施工管理記録及び写真等の資料を提出し、確認を受けなければならない。 ・※監督員または現場技術員が臨場して段階確認を行った箇所の出来形管理写真は不要。また臨場の状況写真も不要。	農政部共通仕様書1-1-27監督員等による確認及び立会等 写真管理基準
	・官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。 ・※現道上の工事については書面により提出しなければならない。 ・※週間工程表など他の様式でも可。	農政部共通仕様書1-1-50施工時期及び施工 時間の変更
	・※安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示する。 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する。	農政部共通仕様書1-1-40-12安全教育・訓練 等の記録
	・※事故等が発生した場合は、応急措置を講じるとともに直ちに監督員等に連絡及び関係機関に通報する。 ・工事事故報告書は監督員が指示する様式で指示する期日までに提出する。	農政部共通仕様書1-1-43事故報告
	・作成・提出は不要とする。 ・※年末年始等一週間程度の現場休業が予想される場合には施工計画書、週間工程表、電話・メール等にて休業状況及び緊急連絡先を「連絡」する。	土木工事現場必携共8-47
	・提出・提示は不要とする。 ※ 受注者は対策方法について施工計画書の施工方法に具体的に記載の上、点検記録を整理・保管(写真不要)し、監督員等は現場にて点検実施状況を確認する。 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば指導監査で確認する。	特別仕様書 別掲4 指導事項(5)
,	※ 提示は不要だが、「工事記録」「週間工程表」を作成しない場合は提出・施工計画書の計画工程表に対して、実施工程を比較対照して記入。・表は、工事内容に応じた方式により作成。・応急工事等当初工事計画が困難な工事については省略できる。	施工管理基準第3(1)
	・履行状況を所定の様式等で報告する。 ・週間工程表など他の様式でも可。	契約書第11条·農政部 農政部共通仕様書1-1-36履行報告
	 ・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形管理図を作成し、管理する。 ・測定数が10点未満の場合は出来形管理表のみとする。 ・監督員等の請求に対し直ちに提示する。 	農政部共通仕様書1-1-34施工管理 // 施工管理基準別表第1

				契約	约額	書類作	作成者	受注	者作成	大書類 (の位置	量付け	検査・	確認	· 時期 ^{※1}		
		NO.			下要 類		提出 報告				告 提示						
	種別		書類名称	500 800 万 万 円 未 満 満		発注者	受注者	監督員等	監 契 監 野 約 野		監督員等	検査職員	監督員等)	指導監査	中間検査)	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
		55	80%出来形図·数量計算書				0	0					-	0	0	・出来形数量を算出するため出来形測量を実施しなければならない。 ・出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従い、出来形数量を 算出し、その結果を80%出来形図とともに監督職員からの請求があった場合は速やかに提示す るとともに、工事完成時までに監督員等に提出しなければならない。	
	品質管理	56	品質管理表及び品質管理図 (工事施工時)				0				0		0	1	-	・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じて品質管理表又は品質管理図を作成する。 ・測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとする。 ・監督員等の請求に対し直ちに提示する。	農政部共通仕様書1-1-34施工管理 "施工管理基準別表第3
	その他	57	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※産業廃棄物が搬出される工事				0*				0*	0*	0	0	0	・紙または電子マニュフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等に提示しなければならない。 ・マニュフェスト手続き経過がわかるNO.72の集計表を作成し、検査時までに提出する。	廃棄物処理法第12条 農政部共通仕様書1-1-24-2マニフェスト
		58	県外産資材使用報告書				0	0					0	-	_	 調査・試験に対する協力とし、検査等での確認は不要とする。 ・県外産資材を使用する場合、使用しない理由などを記入し、監督員等に提出する。 ・県内産とは県内企業が生産した製品をいいます。 ・報告が必要な資材は、「生コン」「砕石」「加熱As合材」「Co二次製品」とします。 	特別仕様書第7章
		59	県産土木用材産地証明書				0	0					0	-	-	 調査・試験に対する協力とし、検査等での確認は不要とする。 ・木材は原則として県産材を使用する。 ・施工計画提出時、監督員の確認を受ける。証明書は、しゅん工書類として提出する。 	農政部共通仕様書2-3-1一般事項
		60	下請契約における 県外企業採用報告書										0	-	-	・作成は不要とする。 ・ 監督員等が現場備付の施工体制台帳等で確認	
契約	関係書類	61	契約書に係る届出 ※事案発生毎随時				0*		0*				-	_	-	·「中間前払金認定請求」、「指定部分完成検査」、「出来形検査」、「修補関係」、「部分使用関係」等	工事請負契約書
工事	書類	62	出来形管理表及び出来形管理 図	×			0	0					-	-	0	・NO.54により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	農政部共通仕様書1-1-34施工管理 "施工管理基準別表第1
		63	100%出来形図				0	0					-	_	0	・設計数量と出来形測定値が対比できるようにする。	農政部共通仕様書1-1-28出来形数量の算出 及び出来形図
		64	品質管理表及び品質管理図	×			0	0					-	-	0	・NO.56により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	農政部共通仕様書1-1-34施工管理 "施工管理基準別表第3
		65	品質証明書 ※設計図書で品質証明の対象工事 と明示された場合				0*	0*					-	-	0	・品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、 受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	該当なし
		66	品質記録保存 ※対象構造物が要領に該当する場 合				0*	0*					-	-	0	・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに 監督員等へ提出しなければならない。	農政部共通仕様書1-1-34-10品質記録
		67	工事写真				0	0					-	0	0	・施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況等を写真管理基準(案)により撮影、保管し、検査時に提出しなければならない。 ・監督員又は現場技術員が立ち会い確認した場合、材料検測等の写真は不要	農政部共通仕様書施工管理基準 別表第2(記録撮影による出来形管理) 電子納品に係る実施要領

		_					_					小目				
				約額 不要	書類	作成者			作成書類の位置付け			検査	•確認	诗期 ^{※1}		
種別	NO.	書類名称		800万円未満	発注者	受注者	提 監督員等	型 契約担当	報告監督員等	監督員等	是示 検査 職員	(監督員等)	指導監査	(中間検査) 竣工検査	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
その他	68	創意工夫・社会性等に関する説 明資料※該当項目有の場合	満 ×	/i⊷i		0*	0*					_	-	_	・受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について、 工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出する事ができる。	農政部共通仕様書1-1-53創意工夫
	69	再生資源利用実施書				0						O*	-	Δ	・提出は不要とする。 ※ 監督員等がCOBRIS(建設副産物情報交換システム)により作成されたものを確認 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば竣工(中間)検査時に確認す ⑤ 下記のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事で作成する。 ⑥ 土砂 500m3以上 ② 砕石 500t以上 ③ 加熱As混合物 200t以上 ・作成は原則としてCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コプリス)※ を利用する ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 [http://www.recycle.jacic.or.jp/] ・発注者から請求があったときは、当該実施状況を発注者に報告するものとし、記録は当該建設工事完成後5年間保存する。	資源リサイクル法関係省令第9条
その他	70	再生資源利用促進実施書				0						O*	-	Δ	・提出は不要とする。 ※ 監督員等がCOBRIS(建設副産物情報交換システム)により作成されたものを確認 △ プロセスチェックリストによる確認状況を踏まえ、必要があれば竣工(中間)検査時に確認する ・下記のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事で作成する。 ① 土砂 500m3以上 ② Co塊 As塊	資源リサイクル法関係省令第8条
	71	再資源化等報告書	×			0	0					-	_	0		建設リサイクル法 第18条第1項、 公共建設工事における分別解体等・再資源 化等及び再生資源活用工事実施要領(長野県)第7
	72	マニフェスト集計表 ※マニュフェストを発行した廃棄 物がある場合。				0*	0*					-	0	0	・廃棄物種類毎に集計する。	土木工事現場必携共12-41
契約関係書類	73	完成通知書(しゅん工届)				0	0					_	-	0		工事請負契約書第32条第1項
	74	引渡書 ※引渡を求める場合。				0*	0*					-	-	-		工事請負契約書第32条第4項
	75	請求書				0		0				_	-	-		工事請負契約書第33条第1項

	契約額 別不要 書類書類作成者 提出受注者作成書類の位置付け 提上提出報告提示	検査・確認時期**1		
種別NO	500 800 500 800 万円未満 登注者 監督員等 監督員等	監督員等 施工中 施工中 。 上 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠

[工事関係書類一覧表について]

- 1 本一覧表は、長野県農政部共通仕様書共通編1-1-29「工事しゅん工書類の納品」1.一般事項における「具体的な書類内容及び簡素化出来るもの」を明確に示すものである。
- 2 書類等を作成する順番に配慮して記載しているが、種別によっても整理しており、必ずしも作成する順番になっていない場合もある。
- 3 必要に応じて「提出」する書類については、※により、必要な場合を示している。
- ※1 監督員の確認時、指導監査時に確認できない場合や改善が必要とされたものは竣工(中間)検査時に検査・確認を実施することがある。

[契約額別不要書類について]

- 1 一覧表に掲げた書類は、設計図書に指定がある場合に作成しなければならないもの及び下記2項を除き、提出、報告、提示の区別に関わらず作成・収集等を行う必要がある。
- 2 「契約額別不要書類」欄で「×」の記載がある書類は、法令等の基準により、契約額によって作成する必要がない場合がある書類である。

[受注者作成書類の位置付けの定義] 上表に記載されていない詳細な内容、区分等については、長野県土木工事共通仕様書の該当項目を合わせて参照すること。

「提出」 : 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等に対し工事に関わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。

書面とは、手書き、印刷等工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

「報告」 : 受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

「提示」 : 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等または検査職員に対して工事に関わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

「連絡」 : 監督員等と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名

または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

「監督員等」: 総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。

受注者は、現場技術員が監督員等に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、

図面等)の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。